

障がいのある方の介護保険利用について

大阪市福祉局

1、介護保険制度について

介護保険制度において、障がい福祉サービスを利用している障がいのある方を含め、原則として40歳になると、被保険者として介護保険に加入します。

65歳以上の方は、市区町村（保険者）が実施する要介護認定において介護が必要と認定された場合、利用料の1割負担（所得によっては2割又は3割）でいつでも介護保険サービスを利用することができます。

また40歳から64歳までの方は、介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要と認定された場合は、介護保険サービスを利用することができます。

	特定疾病該当なし	特定疾病該当者	
0～39歳	障がい福祉サービス（介護保険サービス適用外）		
40～64歳	障がい福祉サービス	介護保険サービス	障がい福祉サービス
65歳～	介護保険サービス		

なお、指定障がい者支援施設等の介護保険適用除外施設に入所又は入院されている方は、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされています。

2、障がいのある方の介護保険サービス利用について (障がい福祉サービス等との適用関係)

障がい福祉サービスに相当する介護保険サービス（下表参照）がある場合は、原則として介護保険サービスに係る保険給付を優先して利用することになります。

	介護保険サービス	障がい福祉サービス等
共通する サービス例	・ 訪問介護（ホームヘルプ）	・ 居宅介護（ホームヘルプ） ・ 重度訪問介護（ホームヘルプ）※
	・ 通所介護（デイサービス）	・ 生活介護（デイサービス）
	・ 短期入所（ショートステイ）	・ 短期入所（ショートステイ）
	・ 訪問看護	・ 訪問看護（自立支援医療）※

※例外規定あり。

介護保険サービスに相当するものがない障がい福祉サービス固有のもの（※）と認められるものについては、障がい福祉サービスの利用が認められています。

※障がいサービス固有のもの

【同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等】

一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、障がいのある方の個別の状況に応じ、介護保険サービスだけでは十分な支援が受けられないと判断した場合は、障がい福祉サービスの利用ができます。

【判断基準】

- ① 支給量が介護保険サービスのみによって確保することができない場合
- ② 利用可能な介護保険サービス事業所又は施設が身近にない、利用定員に空きがない場合
- ③ 介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、介護保険サービスを利用できない場合（非該当の場合等）

3、高齢の障がいのある方の介護保険 サービス利用についての留意事項

- 介護保険制度の案内について

- ・65歳到達日等前の適切な時期（60日前）から市区町村や相談支援専門員から介護保険制度の説明と申請の案内を行うことが望ましい

- ・介護保険サービスに相当するものがない障がい福祉サービス固有のものと認められるもの、介護保険サービスだけでは十分な支援が受けられない場合は、障がい福祉サービスの利用ができる旨の案内が必要

- 相談支援専門員と介護支援専門員等が連携し、詳しく丁寧な説明と納得に基づくサービス提供が重要

4、高齢の障がいのある方の介護保険サービス利用者負担軽減 ～高額障がい福祉サービス等給付費～

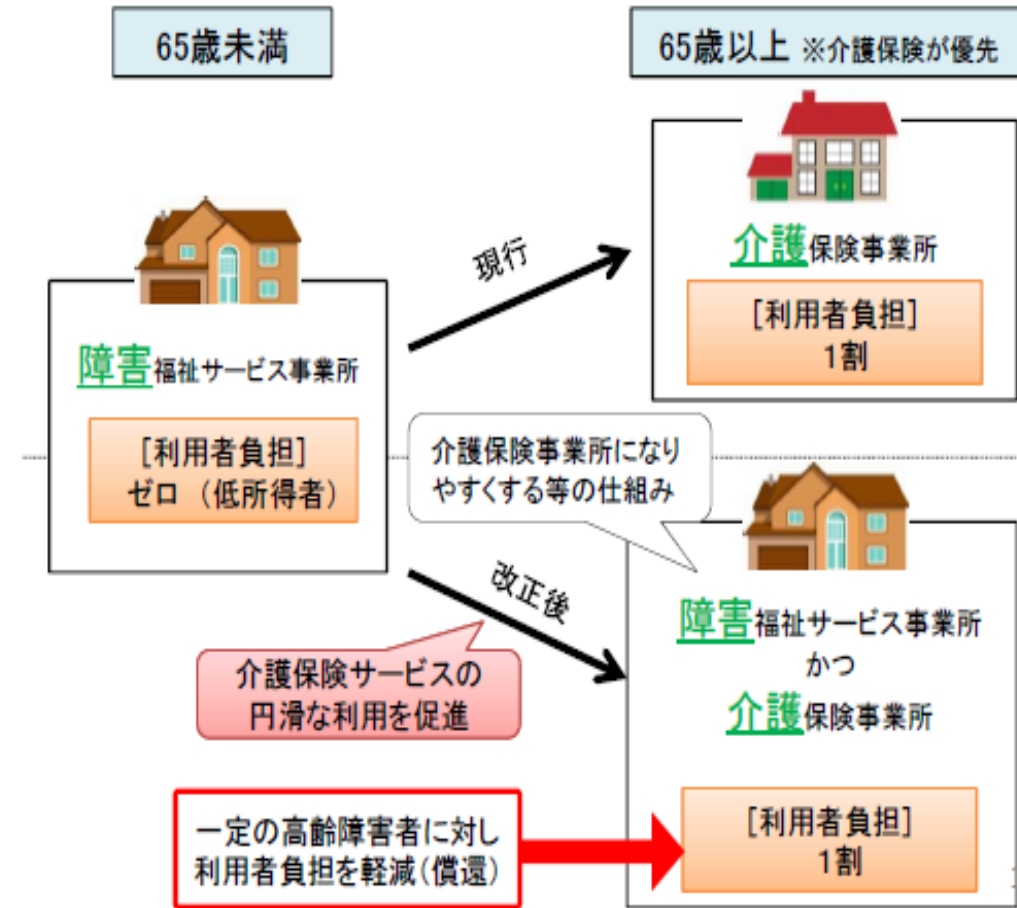
【対象者】 ①から④の全てに該当する方

①65歳までの5年間にわたり「介護保険相当障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）」の支給決定を受けていた方が、65歳以降にこれに対応する介護保険サービス（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護）を利用する方

②65歳に達する日の前日までに所得区分が「低所得」又は「生活保護」に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも「低所得」又は「生活保護」に該当する方

③65歳に達する日の前日において障がい支援区分2以上である方

④65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方



5、共生型サービス

平成30年4月～「共生型サービス」創設

同じ事業者が介護・障がい双方のサービスを提供可能に。

【指定を受けられる共生型サービスの例】

共生型サービス	指定を受けている 介護保険サービス	指定を申請する 障がい福祉サービス
<ul style="list-style-type: none">・ 共生型訪問介護	<ul style="list-style-type: none">・ 指定訪問介護・ 指定第1号訪問事業	<ul style="list-style-type: none">・ 指定居宅介護・ 指定重度訪問介護
<ul style="list-style-type: none">・ 共生型通所介護・ 共生型地域密着型通所介護	<ul style="list-style-type: none">・ 指定通所介護・ 指定地域密着型通所介護・ 指定第1号通所事業	<ul style="list-style-type: none">・ 指定生活介護・ 指定自立訓練（機能訓練）・ 指定自立訓練（生活訓練）・ 指定児童発達支援・ 指定放課後等デイサービス
<ul style="list-style-type: none">・ 共生型短期入所生活介護・ 共生型介護予防短期入所生活介護	<ul style="list-style-type: none">・ 指定短期入所生活介護・ 指定介護予防短期入所生活介護	<ul style="list-style-type: none">・ 指定短期入所

業務管理体制整備確認検査

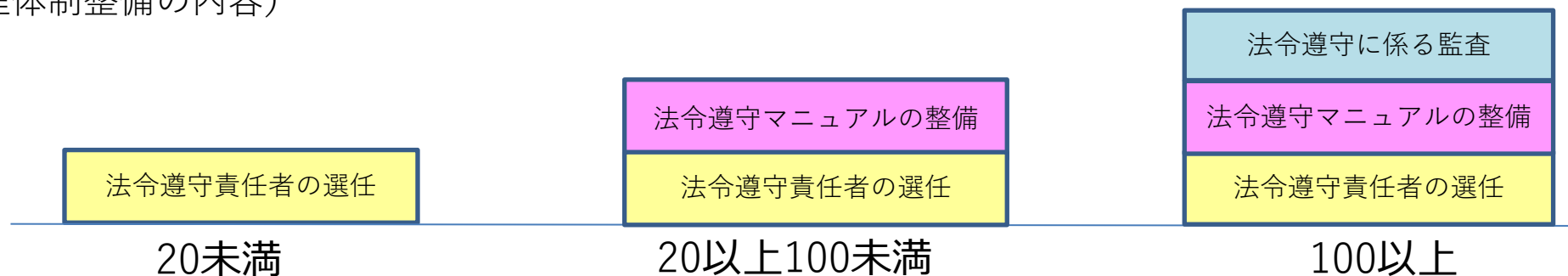
1 介護サービス事業者における業務管理体制の整備

介護サービス事業者は、介護保険法に規定する法令遵守義務の履行の確保のため、業務管理体制を整備することが義務付けられています。

(介護保険法第115条の32)

また、整備が必要な内容は事業者の規模により定められ、事業展開地域に応じて行政機関に届出する必要があります。

(業務管理体制整備の内容)



指定又は許可を受けている業所数 (次ページ※1)

区分	届出先
①指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
②指定事業所が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者（※2）	中核市の長
⑤地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村にのみ所在する事業者	市町村長
⑥上記①～⑤以外の事業者	都道府県知事

（※1）事業所数に介護予防事業所は含みますが、みなし事業所や総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は含みません。

★みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ）となり、健康保険法による指定を受けている場合は、介護保険法による指定を受けているとみなされている事業所のことを指します。

（※2）指定事業所に介護医療院を含む場合の事業者は除きます。（届出先は、都道府県知事となります。）

(参考1) 介護保険法 第九節 業務管理体制の整備等第115条の32

介護保険法（業務管理体制の整備等）

第115条の32

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）は、第74条第6項、第78条の4第8項、第81条第6項、第88条第6項、第97条第7項、第111条第7項、第115条の4第6項、第115条の14第8項又は第115条の24第6項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

各条文は次ページのとおり

(参考2) 介護保険法 第九節 業務管理体制の整備等第115条の32に係る該当条文

介護保険法

第74条第6項

指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第78条の4第8項

指定地域密着型サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第81条第6項

指定居宅介護支援事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第88条第6項

指定介護老人福祉施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第97条第7項

介護老人保健施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第111条第7項

介護医療院の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第115条の4第6項

指定介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第115条の14第8項

指定地域密着型介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第115条の24第6項

指定介護予防支援事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 業務管理体制の監督体制等

届出に関する連携（法第115条の32第5項）

【国】
指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者

【指定都市】
指定事業所又は施設が同一指定都市の区域に所在する事業者

【中核市】
指定事業所又は施設が同一中核市の区域に所在する事業者

【市町村】
地域密着型サービスのみを行う事業者で指定事業所が同一市町村内に所在する事業者

【都道府県】
同一都道府県内に指定事業所又は施設が所在する事業者及び事業所が2以上の都道府県に所在する事業者で、当該都道府県に法人本部が所在する事業者（3以上の地方厚生局管轄区域に事業所が所在する事業者を除く）

事務に関する報告、助言・勧告（法第197条第2項）

事務に関する報告、助言・勧告（法第197条3項）

業務管理体制の監督権者

・業務管理体制の整備に関する届出（法第115条の32第2項）

介護サービス事業所

地域密着型サービス事業所

介護保険施設

居宅サービス事業所

・報告、質問、立入検査の実施（法第115条の33）
・勧告、命令等（法第115条の34）

・指定事業所等の監査情報の提供
・報告等の権限行使の際の連携（法第115条の33第2項）
・指定等権者からの報告等実施の要請等（法第115条の33第3項等）

・指定事業所等の指導監査の実施等（法第23条・24条）、（法第76条第1項等）

事業所等の指定等権者

【指定都市・中核市】
【市町村】
【都道府県】

・地域密着型サービス事業所
・居宅介護支援事業所

・居宅サービス事業所
・介護予防支援事業所
・介護保険施設

3 業務管理体制整備等の監督方法

一般検査

面談方式等による
検査の実施



改善指導

改善が見込まれる場合

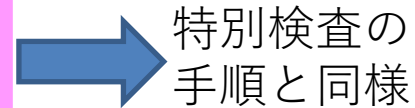


改善報告書の提出

改善が見込めない場合



事業者等への
立入検査等



特別検査の
手順と同様

※情報セキュリティ確保を前提としたオンライン会議システムの活用や対面方式に限らず書面の記載内容の確認を行う書面方式による検査とすることも差し支えない。

特別検査（指定サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合）

監査において
指定取消処分
相当事案が発覚

事業者等
への立入
検査等

改善報告書
の提出

改善勧告

期限内に勧告に従わなければ、
その旨を「公表」できる

正当な理由がなく勧告に係る
措置をとらなかったとき公表

弁明の機会
の付与

改善報告書
の提出

改善命令

告示

命令
違反

立入検査の結果通知

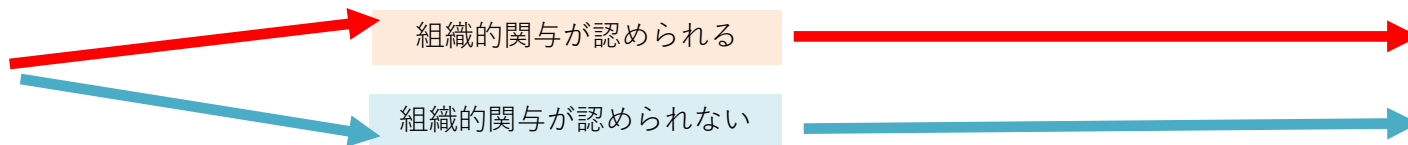
指定取消効力発生日

指定事業所の指定更新拒否

他の事業所は
指定・更新

組織的関与が認められる

組織的関与が認められない



4 大阪市における確認方法について

1、大阪市の取扱

大阪市では、介護サービス事業者における業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、本市が指定した全ての介護サービス事業者を対象とし、定期的（概ね6年に1回）（次の表のとおり）に業務管理体制の整備及び運用状況の報告を求めています。

年度	対象区（法人所在地）
令和8年度	東成区、西淀川区、北区、浪速区、城東区
令和9年度	西成区、東淀川区、大正区
令和10年度	平野区、此花区、生野区
令和11年度	淀川区、住吉区、東住吉区
令和12年度	阿倍野区、鶴見区、都島区、西区、大阪市以外
令和13年度	天王寺区、福島区、旭区、中央区、住之江区、港区

2、実施方法

書面により一般検査を実施（場合によっては、書面の追加や対面方式による検査に変更となる場合もあります。）

※書面による改善を求める場合、改善が確認できない場合は立入検査を実施します。

3、実施時期

毎年度8月初旬までに上記1の表に沿って、対象の法人へ郵送にて報告依頼を行います。書面を受け取った法人は、法人が運営している事業所ごとに自主点検シートを作成し、同年8月末日（末日が土・日の場合は翌開庁日）までに「郵送」、「FAX」、「メール」のいずれかの方法で提出してください。

※「自主点検シート」や詳細については、大阪市ホームページをご確認ください。

大阪市ホームページ URL <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000308354.html>

5 その他（介護サービス事業者の業務管理体制に関する関係通知等）

- 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律等の施行について
（平成21年3月30日）
- 介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（通知）
（令和6年4月4日）
- 「介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領の送付について」の一部改正について
（令和6年4月5日）
- 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する規則（参考例）について
（令和6年3月28日）
- 押印を求める手続きの見直し等のための「介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）の送付について」等の一部改正について
（令和2年12月25日）
- 老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布について
（令和3年2月26日）

私たちは介護のプロを応援します。



公益財団法人

介護労働安定センターについて

法人理念

介護を未来にわたって支えるため、
働きやすい働きがいのある職場づくりに貢献します

行動宣言

私たちは、介護のプロを応援します

行動指針

- ・ 介護の魅力と最新動向積極的に発信します
- ・ 介護現場の多様なニーズに則した総合的な支援を実施します
- ・ 専門性に裏付けられた質の高いサービスを提供します
- ・ 全国ネットワークを活かし、介護労働に関する中核機関として地域と共に事業を展開します
- ・ コンプライアンス・公共性を基本として、自己研鑽に努め、信頼される組織を目指します

沿革

平成4年4月1日

労働大臣(現厚生労働大臣)から、「財団法人介護労働安定センター」設立許可。

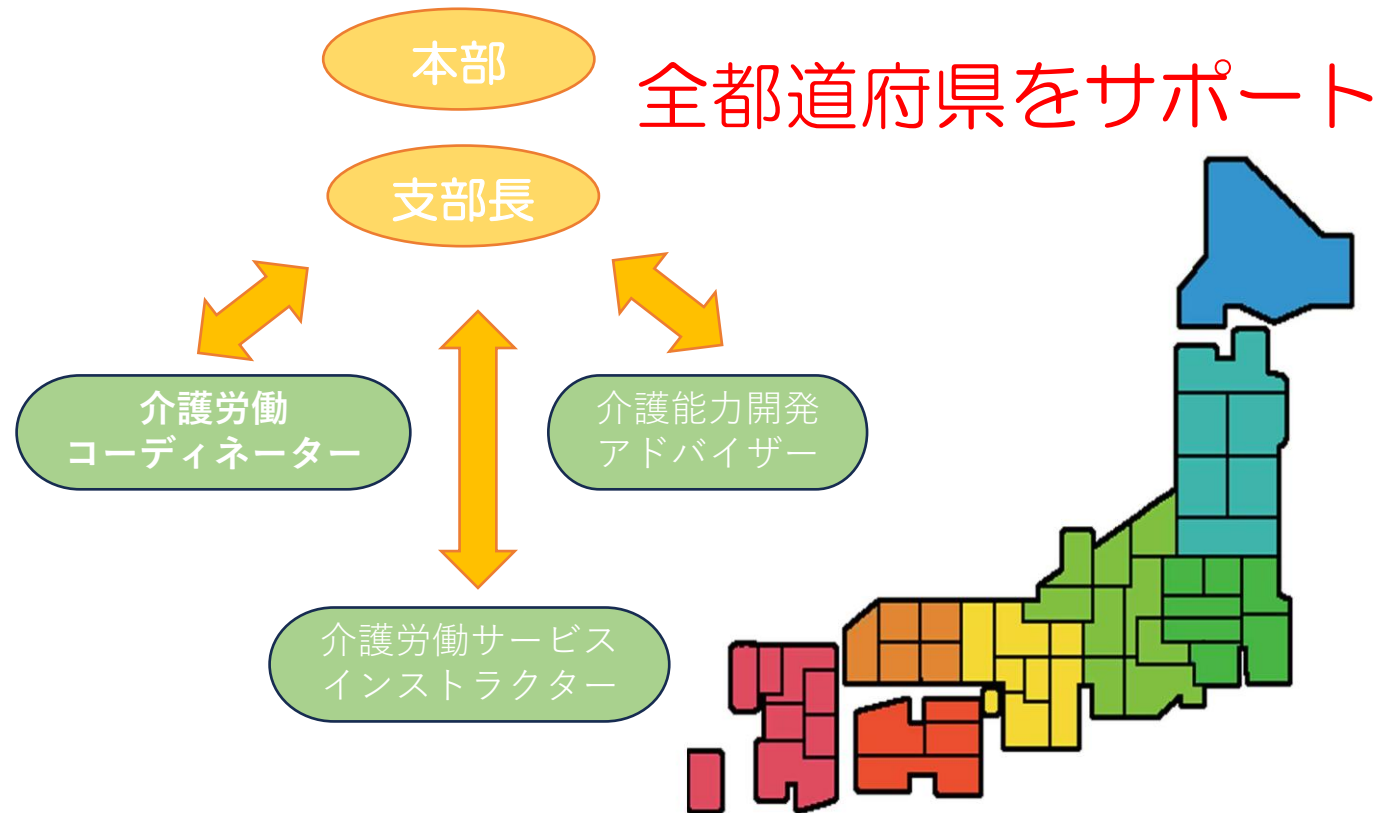
平成4年7月1日

労働大臣から、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づく指定法人として指定される。

平成25年4月1日

「公益財団法人介護労働安定センター」として運営開始。

組織図



介護事業者様が抱える悩み解消のお手伝いをします！

専門家による無料相談

雇用管理の改善

- ・ ICT化推進
- ・ 外国人雇用
- ・ 就業規則の見直し



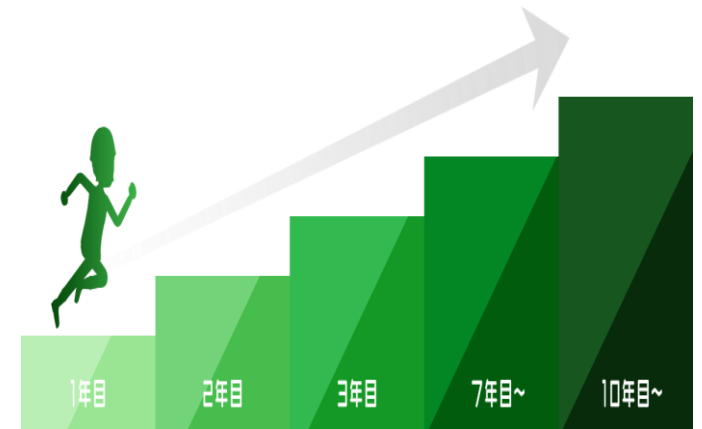
健康確保の支援

- ・ 腰痛予防
- ・ 感染症予防
- ・ メンタルヘルス



キャリア形成支援

- ・ 研修計画
- ・ リーダー育成
- ・ キャリアパス



介護労働安定センター 大阪支部

〒540-0033

大阪府中央区石町2-5-3

労働センター（エル・おおさか） 南館12階

<電話>

06-4791-4165

<FAX>

06-4791-4166

<ホームページ>

<http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/oosaka/>

